

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 2) (法人住民税:義)(地方税 1) (法人事業税:義)(地方税 1)
		② 上記以外の税目	所得税 相続税 個人住民税
3	要望区分等の別		【 <u>新設</u> ・拡充・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進するため、博物館のコレクションの充実による一層の魅力向上が必要。そのため、個人及び法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に譲渡・寄附しやすくなる環境を整備する。 具体的には、一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等について、譲渡所得が非課税となる美術品・譲渡先博物館の範囲拡大、寄附手続きの簡素化等の優遇措置を創設など、所要の特例措置を創設する。
			《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 40 条、第 40 条の 2 ・法人税法(昭和四十年法律第三十四条)第 37 条 等
5	担当部局		文化庁 文化経済・国際課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 令和2年4月1日以降令和 5 年 3 月 31 日まで
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久的措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進する。 《政策目的の根拠》 ○「文化経済戦略」(2017 年 12 月 27 日 内閣官房・文化庁策定) 3. 文化経済活動を通じた地域の活性化 地域における文化財の保存・活用をはじめ、芸術祭の開催や文化施設等における文化芸術活動は、地域の商店街やものづくり企業、レストラン、宿泊施設など関連産業や地域経済との相乗効果が極めて大きいことから、これらの関係者が連携して行う文化経済活動を積極的に推進し、さらに競争力のあるものとして発展させていくことにより、一層

			<p>大きな経済波及効果を創出することが可能となる。</p> <p>例えば、地域の文化芸術資源の面的・一体的整備を推進するための新たな仕組みの創設や集中的支援をはじめ、2020 年をターゲットイヤーとして、地域の文化芸術資源を活かした文化プログラムを全国各地で展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげていくことは、地域の文化芸術振興はもとより、地方創生にも大きく寄与するものである。</p> <p>そのため、地域における文化経済活動を戦略的に推進するための体制や制度を整備し、地域文化資源を核とした地域活性化・インバウンド拡大の実現を目指して、関係府省庁や地方自治体等関係者相互の連携・協働を一層強化していくことが必要である。</p> <p>○成長戦略フォローアップ(令和元年 6 月 21 日閣議決定)</p> <p>②文化芸術資源を核とした地域活性化</p> <p>・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を行う。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 12 文化芸術の振興</p> <p>施策目標 12-1 文化芸術を推進するプラットフォームの形成</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>博物館と地域との連携を図り、インバウンド対応も含めた文化観光を推進するにあたっては、大前提として、当該博物館が観光拠点として魅力的であることが必要である。そのためには、博物館が多くの観光客を惹きつけられるよう、所蔵する美術品のコレクションが充実していることが必要不可欠である。</p> <p>現行制度では、重要文化財・国宝の国・地方公共団体等への譲渡等に係る特例措置等が既に設けられているが、今回要望する新たな特例措置により、個人及び法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に移転させることを更に促し、当該博物館のコレクションの充実化を通じた魅力向上を実現することにより、文化観光を強力に推進することができる。</p>
10	有効性等	① 適用数	7 件 (うち法人税関係3件)
		② 適用額	321 百万円

		③: 減収額	<p>合計 : 87 百万円</p> <p>－法人税 : 71 百万円</p> <p>－法人住民税 : 5 百万円</p> <p>－法人事業税 : 10 百万円</p>
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>－</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、地域との連携に取り組む博物館のコレクションが充実し、一層の魅力向上が図られる。それにより、当該博物館への訪日外国人を含めた来館者数の増加等を通じて、地域経済への好影響が生じることが期待される。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>今回の要望は、個人及び法人から博物館への美術品の譲渡・寄附に対してインセンティブを付与するものであるが、これまで譲渡・寄附がなされていなかった美術品の博物館への移転を促すことによって、更なるコレクションの充実化を促進することが可能である。それにより、当該博物館及びその周辺地域を訪れる観光者数が増加することを通じて、税収減を補うに足る地域経済の活性化が見込まれる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>文化経済立国を目指す我が国にとって、博物館と地域の連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、地域経済の活性化を実現することは、政府全体の極めて重要な課題であり、税制措置も含めたあらゆる政策手段を総動員して実現することが求められる。</p> <p>特に、個人及び法人が所有する美術品を譲渡・寄附する際に生じる課税負担が、譲渡や寄附といった行動を著しく阻害し、文化的価値のある美術品が必ずしも十分ではない保存環境に置かれてきた可能性がある。</p> <p>こうした中で、個人及び法人が既に保有している美術品を、自発的に譲渡・寄附することへのインセンティブを高めるためには、租税特別措置を設けることが妥当である。なお、既に国・地方公共団体等への重要文化財等の譲渡等に当たって非課税措置が講じられている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>博物館と地域の連携によるインバウンド対応に含めた文化観光を推進することを目的として、博物館の機能強化に対する支援措置など所要の手当てを措置することを検討している。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域との連携を図る博物館への支援を図ることにより、当該博物館及びその周辺地域を訪れる観光者数が増加することが見込まれるため、当該博物館が位置する地方公共団体の重要課題である地域経済の活性化を実現することができる。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－